

協同組合が中心に組織されるに至ることもある。(一九二七年)に於ける、五州連帯闘争は主として労働者階級の政治的カンパニアとして発展した。全般的に地方的に五州連帯の協同組合が盛んに開かれた。しかし後には農民側の要求を採り入れて、労働者と農民の共同の政治的カンパニアにまで発展せしめようとする方針が採られた。

(ハ) ところで以上述べた如き労働者と農民の共同の政治的カンパニアが効果的に進行されるためには、労働組合の代表者(先遣分子)と農民組合の代表者(先遣分子)とが、極めて充分の打合せをなし、具體的な共同闘争方針を確立することが必要である。(カンパニアの組織に於て合流するだけではない)カンパニアを共に進め、進歩するために不都合を打合せをする必要があるのだ。

(チ) この労働政治闘争同盟の組織は、労働者階級と農民大衆とが互に共同闘争を遂行するに必要のある組織をひかれば、労働者と農民大衆とが有機的なプロットを確立することが最も必要である。これを主として、農民地、半農民地階級であるが、この階級は帝國主義日本も、農民地、半農民地と全く同じ条件の下にある。

——に於て、特に重要な組織である。

(リ) 労働政治闘争の任務は、本質的には、以上の如きものであるから、それは、先づ第一に、労働組合の代表者と農民組合の代表者との定期的な協議をおよび互に大衆の形を取つて現れる。つまりそれは、協定のカンパニアのために、臨時に開かれる協議会ではなく、況

や、カンパニア組織そのものでは、尚ほない。

(ヌ) この協議会に於て労働者階級と農民大衆との共同闘争に必要である一切の打合せが、正確に遂行される。だから、この協議会へ参加する労働組合、農民組合の代表者は、既に右翼組合だけから選出されたものであつてはならない。中間派組合からも右翼組合からも代表者(先遣分子)が選出されることが必要である。

(ル) したがつて、ここに言ふところの組合の代表者とは必ずしも組合の正式機關を通じて選出された代表者の意味ではない。附帯してこの協議会が成立した場合それへの各組合の代表者の参加は大體左の如き形を取るやうにすることを思ふ。

一、赤色労働組合の場合——組合の正式機關を通じて派遣される。

二、所謂「右翼労働組合」の場合——正式機關を通じて派遣される場合もあるし、さうでない場合もある。

三、中間派的な右翼労働組合の場合——正式機關とは何等關係なくして選出される。

四、農民組合の場合——大體「右翼労働組合」の場合と同じ様に内部に階級流の在る場合は正式機關を通じての代表者の派遣は困難である。

(ヲ) だが、一定の階級の下に於ては、既に、定型的協議會を組織して「労働者階級の活動を整理、統制し且つ幾々の大衆行動等を押導、遂行するところの革命的行動委員会」を作るということが必要ならば、遂に、我々に於ては、この行動委員会

の組織は、最も必要である。なほなほは我々が既に組合組織が階級に階級別な在り且つその大部分は、また右翼化されてゐる組合であるから、その代表者(先遣分子)によつて、一定の協議会がなされても、既にそれだけで組合を統一する活動に堪へないやうなことは事實上期待出来ないことであるから。

(フ) したがつて我々に於ては労働政治闘争同盟は、労働組合、農民組合の代表者によつて構成された協議會並に労働者階級及農民の階級別の活動を整理、統制し、且つ幾々の大衆行動——階級カンパニア——を押導し得るやうな全般的行動委員会によつて構成されるなければならない。我々は更に労働政治闘争同盟の組織をより詳細に整理しよう。

(カ) 先づ第一に問題になるのは、行動委員会の構成であるが、コミンタンのテーゼの主眼してゐる行動委員会が組合の執行機關とは別個の機關であることは、直に理解出来る。しかし、それを如何にして構成するかについては、コミンタンは何等指示してゐない。我々は自らそれを考へる必要がある。

(キ) 「この場合、まづ我々の考察の基礎になることは、労働組合の任務である。右翼労働者の任務は、まぎれなき通り「労働者階級並に農民階級の活動を整理し、且つ幾々の大衆行動等を押導遂行する」ことである。したがつて直に次のことが結論される。

一、委員会が労働組合、農民組合の先遣分子によつて構成されたものでなければならぬ。

二、それ少数の人々によつて構成されたものでなくあらゆる労働

者、農民階級で選出された協議會でなければならないこと。

(ク) 労働組合の階級は中央委員会、地方委員会、支部委員会、地区委員会、工場委員会等によつて構成されるべきであらう。そして、その各々の委員会に各々、全般的協議會、地方協議會、工場協議會、地区協議會等から選出されるべきことを考へらる。

(ケ) ここで問題になるのは、労働政治闘争同盟の全般的協議會もしくは地方協議會に参加した労働組合および農民組合の代表者をもしくは代表者を正式に承認した組合の全メンバーを——労働政治闘争同盟の構成員として登録し、それを固定化せしめるか否かの問題であるが、吾々はそれを固定化せしめるべきではないと思ふ。

(コ) それを固定化せしめるならば、それは一個の労働階級に轉化する(隨つて、労働政治闘争の恒常的機關は、行動委員会のみであつて、それが自分自身の固定化された一定の大衆を持たないことが、言ひ換れば、それ自身の、支部、支部聯合會等々の如き大衆組織を持たないことが、その特色である。

(カ) 従来、この労働政治闘争同盟の問題は我々においては何れも歴史的にも未解決の問題であつた。吾々は労働政治闘争同盟とは、幾々のカンパニア階級の組織であるかの如く理解してゐた隨つて、労働政治闘争の如きも特定のカンパニア進行のための労働階級としての理解され、労働組合、農民組合の先遣分子によつて持たれる定型的な協議會とよりなことは、念頭に上らなかつた隨つてまた、労働組合並に農民組合の先遣分子によつて構成された恒常的な行動委員会の組織の如きも問題となし得なかつた。我々は